

平成20年4月18日(金)

於・農林水産省4階 第2特別会議室

第133回林政審議会議事速記録

林 野 庁

林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成20年4月18日（金）
農林水産省4階 第2特別会議室
- 2 開会及び閉会の時刻 13：30～15：46
- 3 出席者
 委 員 有馬会長 青山委員 浅野委員 天野委員 池淵委員

 岩川委員 五軒家委員 岡田委員 海瀬委員 倉沢委員

 櫻井委員 下川委員 鈴木委員 沼田委員 早坂委員

 前田委員 山根委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

- (1) 平成19年度森林及び林業の動向（案）について（説明事項）
- (2) 平成20年度森林及び林業施策（案）について（諮問・答申）
- (3) その他（説明事項）
 - ① 全国森林計画の策定について
 - ② 林政審議会施策部会における森林整備保全小委員会の設置について
 - ③ 新しい京都議定書目標達成計画について

午後 1時32分 開会

○高橋林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

初めに、昨年11月5日付で林政審議会の委員に異動がございましたのでご紹介させていただきます。魚津龍一委員が退任されまして、五軒家憲次委員が任命されましたので、ご紹介申し上げます。

五軒家委員でございます。

○五軒家委員 五軒家でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 ありがとうございます。

続きまして、委員の出欠状況についてご報告いたします。

本日は、委員20名中、16名の方にご出席をいただいております。当審議会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立しております。

なお、この後、下川委員、若干おくれてお見えになるというふうに伺っております。

ここで、恐縮ですが、林野庁のほうも幹部の異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

本年1月17日付で就任をいたしました井出林野庁長官でございます。

○井出林野庁長官 井出でございます。また、委員の先生方には各方面においてお世話になることと思いますが、よろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 本日、浅野委員にはご出席をいただいておりますが、急用によりご退席されるということでして、事前にお送りした資料をごらんいただいて、本日の議題についてはご了承いただいている旨、浅野委員から伺っております。ご紹介をさせていただきます。

浅野委員、どうもありがとうございます。

なお、お手元の資料に林野庁関係幹部名簿をお配りしておりますので、ご参考にいただければと思います。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○有馬会長 どうも本日は何だか天候が大変悪いようでございますけれども、ご多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、後ほど今村農林水産副大臣がお見えになる予定でございます。

それでは、これから議事に入りますが、座って進めさせていただきます。

それでは、議事に入る前に林野庁長官のごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

たします。

○井出林野庁長官 それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

今、会長からお話がありましたけれども、今日はご多用中のところ、また、足元のお悪い中、ご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本日の議題であります、まず、平成19年度の森林及び林業の動向（案）につきましてご説明を申し上げまして、その次に、平成20年度森林及び林業施策の（案）につきましてご審議をいただくことといたしております。

近年、ご承知のように、この森林の有する多面的な機能、なかんずく地球温暖化防止等の機能に対する要請が高まっておりますし、国産材に対しましても需要拡大の動きが強まってきておりまして、こういったことを受けまして、適切な森林施業を実施することや、国産材の安定供給体制を確立することが一層重要になってきております。

こうした状況を踏まえまして、今回の白書案では、これからの林業に求められております新たな姿を提示するとともに、この森林吸収源対策の加速化が重要であることを示そうといたしております。

また、森林の整備・保全でありますとか、木材産業、国産材の利用、国有林野の各分野における動向につきまして、国民の理解を深めていただけるように努めたつもりでございます。

本日は、このほか来年秋の策定に向けまして、今後、ご審議をいただくこととなります次期の全国森林計画の策定スケジュールでありますとか、また、施策部会のもとに新たに設置することといたしております森林整備保全小委員会などにつきまして、後ほどご説明申し上げたいと思っております。

限られた時間ではありますが、委員の皆様方には活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めさせていただきます。

議事次第の3の（1）でございますが、平成19年度森林及び林業の動向（案）について施策部会において議論をいたしました。検討経過の概要につきまして、私が施策部会長をしておりますので、私のほうから経過等についてご報告申し上げたいと思います。

平成19年度森林及び林業の動向（案）でございますが、これにつきましては、素案段階から施策部会において議論いたしました。

昨年11月、それから今年に入りまして2月と4月、計3回開催いたしております。

第1回の施策部会でございますが、事務局のほうから第1部の森林及び林業の動向の構成及び各章の主な記述事項について案が示されております。特に、特集章についてはテーマを「林業再生への挑戦」ということで、林業の現状や課題、動き始めた先進的な取組を踏まえて、森林整備と国産材原木の供給を支える林業に求められる姿、これを提示するとともに、林業の果たす役割や重要性について国民の理解を促していく考え方が示されております。

「林業再生への挑戦」というタイトルでございましたが、これに対して委員から意見が出されました。それについて主なものをご紹介します。

まず、我が国の林業を取り巻く環境というものが非常に厳しいと。構造変革が必要な状況にあることから、今後求められる新たな林業の姿についてわかりやすく示すべきであると。それに当たっては、タイトルについて、特に、単なる「再生」という言葉ではいけないのではないか。むしろ「再生」という言葉ではないものを打ち出すべきではないかというような意見が出されました。

2番目でございますが、森林、林業と地球温暖化との関係について国民の理解を一層深めるため、その関係をひもといてわかりやすく記述してはどうかと。

それから3番目でございますが、資源が充実しつつある中、どのようにすれば安定供給が可能なのか。また、その森林資源をどのように次世代につなげていくのかについてわかりやすく示すべきであるというのが3点目でございます。

それから、国産材が使われることが森林の整備を進めることにつながることをより強く訴えるべきではないかということでございます。国産材の利用拡大を進めるためには新たな利用分野を創出する、その重要性というものを記述すべきであると。非常にラフにまとめてございますが、こういった4つの点を第1回目では特集及びその全体構成について意見が出されました。これを、今後目指すべき方向について特集テーマに取り上げるということが第1回で決定されたわけでございます。

それを受けまして第2回でございますが、第2回につきましては、このタイトルについては、先ほど申し上げましたが、「林業再生への挑戦」という言葉ではなくて、「林業の新たな挑戦」という具合に変更いたしました。どうも「再生」というよりも「新たな挑戦」という具合にしてはいかがかということで、そのようにいたしました。

さらに、これを受けまして第3回目についての施策部会では、前回の2回を踏まえまして修正されましたことについて審議をいたしました。その会合におきまして、これはかなり細かい指摘でございますが、若干それをいたしますと、本文中の中に出てくる「安定供給」、それか

ら「利用間伐」、こういった言葉が出てまいります。その言葉について、その意図する内容というものをなるべく明確にしてはどうかという意見がありました。それを受けて、今回は最終的にはまとめてあるわけでございます。

それから、国産材需給の最近の変化について、国産材利用が増加している合板及び集成材の動向、そればかりではなくて、やはり消費量の大きい製材、これも動向をきちっと伝えたほうがよろしいということが述べられました。

それから3番目でございますが、都道府県による独自課税ですね。例えば、環境税とかそういったいろいろなものがあるかと思いますが、独自課税の取組についてそれぞれの県が実施している事業の内容についてもできる限り記述すべきだということでございます。

それから、森林や林業に対する理解を深めるため、国民の視点も考慮しつつ、可能な限り、なるべくここは身近な話題も具体的なものを示して紹介すべきであるという意見が出されて、施策部会としては3回の協議の意見をもとに、最終的には事務局と私のほうにご一任いただき、これらの記述について反映をいたしたわけでございます。

また、白書の普及についてでございますけれども、概要版等のわかりやすい資料の活用や、今後、ホームページの利便性の向上を工夫してほしい。というのは、各省庁によって、例えばインターネットに対してのアプローチがどうであるとか、いろいろながありますが、それについてもう少し資料の活用方法等について可能な限り要るように工夫してほしいというような意見が出されました。これについては、今回、直接触れておりませんが、今後の課題として検討するというようなことになりました。

それから、なお第2部の19年度森林及び林業施策、19年度の施策であります。これについては特段の意見はございませんでした。

以上であります。

今、私がざっとお話し申し上げましたけれども、それでは続きまして、同動向の1部及び2部についての内容について事務局より説明をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○牧元企画課長 企画課長の牧元でございます。恐縮ですが、座りましてご説明をさせていただきます。

お手元に「平成19年度森林及び林業の動向（案）」「平成20年度森林及び林業施策（案）概要」というこの緑色の冊子の薄いほう、こちらをごらんをいただきたいと思います。

これをおめくりをいただきまして、まず目次のところでございますけれども、全体の構成に

つきましては、この「はじめに」「トピックス」に続きまして、本文が5章編成ということでございます。

1章は先ほど会長からもご紹介ございました「林業の新たな挑戦」という特集章でございます。2章以下につきましては、昨年と同様の章立てになっているものでございます。

2枚ほどおめくりをいただきまして、「はじめに」のところでございます。

ここでは、特に今回、特集テーマ「林業の新たな挑戦」を取り上げました背景等を記述させていただいておりますので、若干紹介をさせていただきたいと思っております。

この2段落目のところ、「そして」以下のところでございますけれども、京都議定書削減約束の達成のためには、この間伐等の森林整備の一層の加速化が必要となっておるわけでございます。

また、この資源が充実しつつあります国産材に対する木材産業の期待は高まっているということなどをお示しをしております。

4段落目のところでございますけれども、公益的な機能発揮と経済的な機能発揮の両面から、我が国の林業に対しましては林業生産活動と森林整備を持続的に実施をしていくこと、これが強く求められているということを記述をしているわけでございます。

しかしながら、林業を取り巻く状況は非常に厳しいわけでございまして、こうした中で、この施業を集約化することによりまして、間伐の実施コストの低減でございますとか、間伐材の安定供給に取り組む、こういったことが林業経営の収益性の向上につながりまして、結果として健全な森林の育成につながるということを書かせていただいております。

また、「このため」以下でございまして、今後はその経営感覚を備えました意欲ある林業事業体などが育成をされまして、地域に適した効果的な仕組みが構築されると。このことによりまして、長期的視点に立った効率的で安定的な林業経営の確立ということにつなげていくことが重要であるということを記述をさせていただいております。

このような認識を踏まえまして、今回の白書では特集を「林業の新たな挑戦」ということで、林業が今後目指すべき方向性につきまして記述をさせていただいております。

以下は各章のポイントについての記述でございまして、省略をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、5ページ以下が「トピックス」ということで、今回は19年度の特徴的なもの6項目を紹介をさせていただいております。

おめくりをいただきまして、6ページでございまして、上のほうの「森林施業の提案で目指す集約的な林業経営」、このところはまさに特集テーマでございまして林業経営のトピ

ックスといたしまして、森林組合などが、所有者からの相談を待つのではなくて、所有者に対して、この施業内容でございますとか、収支を提案をすることによりまして委託を促しまして集約化を進めていくと、こういう取組が非常に注目されているということをご紹介をさせていただいております。

下のほうの2つ目のトピックスでございますけれども、「京都議定書の第1約束期間の開始」ということで、これはちょうど今年、平成20年から第1約束期間が開始されるということでございます。このような中で、目標達成には毎年20万ヘクタールの追加的な森林整備が必要であるというようなことなどを記述をさせていただいております。

右側の3点目でございますけれども、「「美しい森林づくり推進国民運動」の展開」ということで、19年度に実施をいたしました取組ということで、民間におきます全国推進会議の発足などの動きをご紹介をさせていただいております。

また、下段のほう4つ目のトピックス、「花粉発生源対策の推進」ということで、スギ花粉の少ない森林への転換。また、これは29年度には年間1,000万本というものを目標にいたしまして、少花粉のスギ苗木の供給量の大幅な増大を進めていくということについてなど、記述をさせていただいております。

おめくりいただきまして8ページでございますけれども、5点目のトピックス、「「木づかい」の広がり」ということで、これは木材利用につきまして、割りばしといったようなところからバイオマスプラスチックといったようなところまで幅広く、木質ペレットの暖房用燃料の使用なども含めましてご紹介をさせていただいております。

最後のトピックス6点目でございますけれども、「世界自然遺産「知床」における国有林の取組」ということで、これは知床の生態系を適正に保全管理するために、これは有識者の皆様方のご意見なども踏まえながら取組を進めさせていただいておりますということをご紹介をさせていただいております。

おめくりをいただきまして、10ページからが特集章第1章ということでございます。

まず、10ページの上段のほうでございますけれども、世論調査の結果でございますが、森林に対する国民の期待というものは非常に高まっているというわけでございます。

このような中、下段のところにございますように、森林の状況、私有林が6割ということでございまして、また、私有林のほうが人工林率が高いと、そして、私有林でございますので、当然これは森林所有者の意向とか意欲に基づいて森林整備が実施をされているというような状況でございます。このような中でこの意欲ある担い手の育成、効率的、持続的な方法での森林

整備というものが重要であるということでございます。

右側のところの11ページのところでございます。

一方、この需要の面でございますけれども、合板とか集成材、こういうところで国産材の利用量が増加をしているというような状況。木材産業におきまして、この国産材の安定供給に対する期待というものは非常に高まっているということを記述をさせていただいております。

そして、この11ページの下段のほうで、林業はさまざま非常に困難な状況ではございますけれども、現在、追い風の中にあるということでございます、今こそ担い手が持続的な林業経営の確立に向けてかじをとることが重要であるということを記述をさせていただいております。

おめくりをいただきまして、12ページでございます。

林業の現状ということでございますけれども、森林の保有形態につきましては面積規模が非常に小さい多数の森林所有者、こういう構造になっておるということでございます。このような中で、所有者が事業体に作業を委託する傾向が高まっているということであります。しかしながら、下のグラフにございますように、木材価格は下落をして採算性は非常に厳しい状況ということでございます。

そして、右側の13ページのところでございます。

林業就業者の動向でございますが、長期的には減少してきているわけでございますけれども、近年、この緑の雇用事業の展開などで確保に対する取組が進められているというわけでございます。

また、下段のほうは山村の現状ということで、これは過疎集落の中でも山間地の集落は特に厳しい状況にあるということで、不在村者の保有森林の現状等も含めまして記述をさせていただいております。

このような状況を踏まえまして、続きまして、14ページのところから新たな林業に向けての胎動ということで、以上、記述をしましてまいりましたような森林施業の効率性の低さ、これを克服するために地域の核となります意欲ある担い手、ここに委託を進めていくことが重要であるということでございます。そして、今後、核となります事業体といたしまして、森林組合のほかには素材生産業者あるいは大規模な製材業者、大規模森林所有者などに、ここにあるような特徴を有しているわけでございますけれども、この次の15ページの右側のところでございますが、施業提案型の取組を進めることによりまして施業の集約化を図っていく、こういったことが非常に重要ではないかというふうに記述をしているわけでございます。

そして、この15ページの下の図にございますように、森林組合、素材生産業者などが、それぞれ地域に適したいろいろな形があるわけがございますので、そのような効果的な形で担っていくことが重要であるということ、そして、将来的には効率的な間伐を実行できる林業事業体が複数育成をされまして、所有者の皆様方の選択肢が広がるということが望まれるということとを記述をさせていただいております。

そして、おめくりをいただきまして、16ページでは、実際に、これは多野東部森林組合以下、この森林組合や素材生産業者の皆様方がいろいろと先進的な取組という形で、施業提案でございますとか、安定供給に取り組まれている事例をご紹介をさせていただいております。

そして、右側の17ページでございますけれども、こういった提案型の取組を早期に普及させるために森林施業プランナーの育成、これはもう全国の150の森林組合でお取組ということでございますけれども、このような研修活動について取り組まれているということ、あるいは下段のところで、路網、高性能林業機械の整備等が推進されているということを記載をさせていただいております。

そして、おめくりをいただきまして、18ページのところでございますけれども、集約化に取り組む際には、やはりその森林所有者や境界等の情報が不可欠であるということを記載をさせていただいております。

そして、この下段の「まとめ」のところでございますけれども、森林が持続的に管理をされていくためには、意欲ある担い手が安定供給に取り組んでいくこと。林業、木材産業との間の長期的に安定した環境を構築するという中でこの林業経営を安定させまして、間伐の推進でございまして、健全な森林の育成、こういったことにつなげていくということが重要であるというふうに記述をさせていただいております。そして、「まとめ」のところにございますように、こういって述べてまいりましたような取組を進めていくというような「林業の新たな挑戦」が健全な森林を将来に引き継いでいく上で不可欠なものであるということを記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、19ページ以下は第2章以下ということで簡潔にご説明をさせていただきたいと思っております。

19ページでは、これはIPCCの報告あるいは基本データ等を用いまして、温暖化の状況あるいは温暖化がもたらす影響についてご紹介をさせていただいております。

続きまして、おめくりをいただきまして、20ページのところでございます。我が国の取組といたしまして、京都議定書の目標達成計画の改定についてご紹介をさせていただいております。

のと、森林吸収量の現状、算定方法などについて記述をさせていただいております。

また、右側の21ページでは、森林吸収量の目標を達成するためには、毎年20万ヘクタールの追加的な間伐が必要であるということ、そのためには、引き続きまして美しい森林づくり推進国民運動の展開等が重要であるということを記述をさせていただいております。

おめくりをいただきまして、22ページ、第3章でございます。

ここでは美しい森林づくり運動の展開ということで、健全な森林を育成するための間伐の推進でございますとか、広葉樹林化等の多様な森林づくりということについて記述をさせていただいております。

右側の23ページのところでございますけれども、花粉症対策の取組ということ、それから、ボランティア活動、ボランティア団体でございますとか企業によります森林の整備などについて記述をさせていただいております。

おめくりをいただきまして、24ページでございますけれども、ここでは国土保全の推進ということで、近年、局地的な豪雨が頻発する中で、治山事業によりまして山地災害を防止をしているということなどについて記述をさせていただいておりますのと、下段でございますけれども、野生鳥獣害対策あるいは松くい虫の対策ということについても記述をさせていただいております。

右側の25ページのところでございますけれども、世界の森林の動向ということでございます。依然として森林の減少・劣化が進んでいるというような現状を踏まえまして、持続可能な森林経営あるいは違法伐採対策の推進が重要であるということを記述をさせていただいております。

おめくりをいただきまして26ページでございます。

国産材の供給量ということでございますけれども、これは合板等の利用が増加しているということで4年連続で増加をしているということ。それから、自給率につきましても2年連続で上昇しているということについて記述をさせていただいております。

また、右側の27ページのところでございますけれども、住宅着工の動きということで、19年度は建築基準法の改正があったわけでございますけれども、この影響によりまして着工戸数が減少しているというような動向でありますとか、あるいは合板、集成材等への国産材利用につきまして記述をさせていただいております。

おめくりをいただきまして、28ページでございますけれども、製材工場の動向ということでございます。小規模工場が減少いたしまして、大規模工場の素材消費量が増加をしているというような現状を踏まえまして、今後の製材工場の整備の方向性などにつきまして記述をさせて

いただいております。

また、右側の29ページのところでございますけれども、森林利用を推進するための取組ということで「顔の見える木材での家づくり」あるいは公共施設での木材利用、木育等についての重要性などについて記述をさせていただいているところでございます。

おめくりいただきまして、30ページでございます。

国有林野の関係でございますけれども、国有林野は国民共通の財産ということで国土保全、水源涵養等の公益的な機能の発揮に重要な役割を果たしているということを記述をさせていただいております。

また、右側の31ページでございますけれども、国民の森林というものを実現していくための取組ということで、地球温暖化防止対策のための取組でございますとか、あるいは治山事業の計画的な実施等について記載をさせていただいております。

それから、おめくりをいただきまして、最後の32ページのところでございますけれども、国有林のいろいろな取組ということで、国民参加の森林づくりの推進、国産材の安定供給の取組等について、いろいろな事例も含めまして記述をさせていただいておりますのと、国有林野事業におきます改革の取組ということで、一般会計化、一部独立行政法人化に向けた動きについても記述をさせていただいております。

以上でございますけれども、なお、白書につきましては、これは政府全体の動きでございますが、スリム化が検討されているということでございます。したがって、昨年まで掲載させていただいておりました参考付表、用語解説につきましては、閣議決定となります白書からは除かせていただいておりますが、ただ、これはホームページで公表する際には、このような参考付表等につきましても添付をさせていただきまして、利便性を確保していきたいというふうに考えております。

第2部の19年度の施策につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。大変内容的に濃いものを短時間にご説明いただくということで、概要でご説明いただきましたけれども、それでは、皆様方のご質問等を伺いたいと思いますので、どうぞ。

今年度やられたことと現状を報告する内容でございますけれども、どうしてもこの1点だけはとか、あるいは、およそのことは、恐らく皆さん方のところから出ているかと思いますが、次のステップに、施策に向けて、若干なりともご意見等がありましたら。次に向けての話もご

ざいますので、どうぞ。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。池淵委員。

○池淵委員 ちょっと内容で、促進ということのできるのかなというのが、森林GISの整備という文言があって、岐阜県は取組がとられているんですけども、委託業務とか、今後促進されるというほか、森林組合等が非常にハードにこれから請け負うような形等も文面から読み取れるものですので、そこら辺の整備の推進というか状況、それから、森林の持つ公益的機能のきめ細かい評価等は、そういうレベルで立ち上がってくると非常に高くなるんじゃないかなという印象を持ったものですので、森林GISの岐阜県の例があるんですけども、その推進というか、整備状況がどんなものなのか、ご存じであれば教えていただけたらありがたいなと。

ちょっと感想めいたコメントで恐縮でございますが、よろしくお願いします。

○有馬会長 はい、どうぞ。

○沼田計画課長 森林GISについて、池淵先生は岐阜県にかかわっていらっしゃるということでございますけれども、実は、岐阜県自体の森林GIS、かなり先端を行っているところでございます。

GIS全体でいきますと、若干の県は残っておりますけれども、もうほとんどの県で導入が進んでいるといえますか、もう着手しているという状況にございまして、私どもとしてももっとその精度といえますか、レベルを上げていくために、そういったGISの仕組みを各都道府県において整備が進むように支援をしているところでございます。

また、森林計画の担当者、各県おりますけれども、そういった方々がやはり、岐阜を初めとした先進的な、岐阜だとか熊本だとかいろいろありますけれども、そういった先進的な取組を見て、さらに自分たちの県でフィードバックできるようなことにつきましても、林野庁全体としても支援をしているところでございます。

○有馬会長 はい、どうぞ、岡田委員。

○岡田委員 それでは、2点ほど質問というか、半分意見みたいなものなのですが、1つは、去年の白書の中には森林・林業基本計画という新しいそれを受けて、政策ツールとしての流域管理システムというのが大変大きな位置づけで書かれています。

ところが、今年度のこの白書を読ませていただきますと、少なくとも動向の部分、動向といえども、これを読んでおわかりのとおり、「ねばならない」とか、「こういうことが期待される」とか、この2部と密接にかかわった記載があるわけですけども、この中に、実は「流域管理システム」という言葉は一言も出てきておりません。この2部の中には、木材の需

給のところと国有林のところに出てくるんですが、新生産システムが大きく取り上げられる。しかし、背景として、この地域だとか、流域だとか、地域軸だとか、こういうコストがかかわって、やっぱり林業の政策あるいはツールとしての流域管理システムの重要性というのは、多分、いささかも減じてはいないというふうに私は見ているのですが、これらが消えてしまったことのどのような整理をしたのかというのをひとつ伺いたいなど、こう思いました。これは、政策にとって重要だろうと思っております。

それともう一つは、大変所有者が厳しい経営環境に置かれているというこの理解の中で、そうはいっても森林の多様な機能を發揮してもらわなきゃいけないので、そういった森林については、できるだけ「公的関与」という言葉が出てきます。これが、言葉は出てくるんですが、公有林化というところで具体的な施策内容は明示的ではありません。それ以降、公的関与、公有林化した暁にどのように整備が進むのか。それを担保する施策体系というのはどういうふうになっているのか。これは、やはり世の中全体が民営化という方向で行っている中で、森林だけの特殊な公的関与ということをきちっと言うわけですから、大変注目の言葉だと思います。この中身をつくっていく、ないしは事実としてどこがどうなんだということを説明していくことは非常に大事なんではないかというふうに思うんですが、このあたりを少し補足的にご説明いただければありがたい、こう思いました。

○有馬会長 はい、どうぞ。

○沼田計画課長 まさしく政策ツールとしての流域管理ということでございますけれども、先生もご承知のように、流域管理、基本的にはいわゆる森林法の体系におきまして、森林計画制度の中でも流域ごとにそういった森林計画をつくっていったって、そして、例えば、それぞれの都道府県知事が立てます地域森林計画段階のレベルにおいても、森林の整備というところと、あと森林施業の合理化というところがありますけれども、いろいろな施業をどうやるかだとか、その施業を支えるために、担い手を始めめとしてどういった育成をやっていくかというようなものをきちんと記述するようになっております。

そういった意味で、私どもとしても、白書に確かなかなか単語として出ていないという面はあるのかもしれないんですけれども、基本的な政策なり、少なくとも法体系のベースとして、流域管理というものを捉まえているつもりをしております。

そういったことで、新生産システムということで、2年ほど前から私どもとしても、地域の実情に応じてということにはなるわけですが、全国11カ所で特にモデル的に林業の活性化を含めて、川上から川下まで一体となって森林の整備もやっていく、それから、木材の安定

供給を通じて林業の再生を図っていくと、そういった取組をやってきておりますので、私どもの意識としては、少なくともそういった流域管理という概念がベースにあって、それぞれいろいろな個別の、いわゆる事業名なのかもしれませんが、そういった物事を進めてきているというふうに基本的には考えているところでございます。

それから、2点目の公有林化、公的な関与による森林整備でございます。

先生ご指摘の部分も、大変恐縮でございますが、森林及び林業施策という白書の第2部のところの154ページの部分ではないかなというふうには思っておりますけれども、私どもとしてもこういった形で治山事業を初めとして必要な整備は行ってきておるということでございます。また、今、公有林化という話がございましたけれども、公有林化の部分は、その154ページの一番下の部分でございますが、これを具体的に申し上げますと、例えば、都道府県のほうで公益的機能の発揮を図るためにといいますか、幅広く言いますと、その地域における環境保全のために必要な森林というものにつきましては、都道府県が起債をして森林を買い入れることができる仕組みがございます。この仕組みを使いまして、毎年数十ヘクタールから200ヘクタールぐらいのオーダーでございますけれども、都道府県なり地方公共団体が、そういった地方財政措置も活用しながら取り組んでいるという現状がございます。

私どもとしても、国のレベルとしては、ここに書いてございますような治山事業の方式、そして、都道府県なり市町村が事業主体となって取り組むような公的な森林整備の仕組み、さらには、必要があればそういった森林の買い入れというものができるようになっておりますので、こういったものをさらに必要な箇所についてはきちんと取り組むような形で持っていきたいというふうに考えているところでございます。

○有馬会長 関連して。どうぞ、天野委員。

○天野委員 会長に昨年のことをちょっと思い出していただきたいんですけども、先ほどはこの白書の案をつくるについて委員会が何回か開かれたことのご説明がございましたね。昨年はその委員会をつくるのに、多分、10年目の節目で委員が交代するようなことの時期だったんじゃないかなと思います。昨年、私が参加いたしました林政審議会の第1回の会合では、委員長から、今度小委員会の委員が改選されるとか何か、そんなような説明があって、次の委員がこんなふうになりましたというような説明が去年ありました。それで、その委員が、先ほどの会長が説明された何回かの会議の委員だったと思うんですね。私は、その後、去年も発言したんですけども、岡田先生のお話を聞いていて、私はとても山里の現状を知っていらっしゃるということ去年感じたのです。それで、もうその委員がそういうふうに改選されてしまった

んだったら仕方ないけれども、例えば、そういった会合が開かれるんだったら、オブザーバーとして岡田先生とか誘っていただければ、私もそういった会合に出させていただいて、意見も言いたいかもしれないので誘っていただけませんかということを言ったんですね。そうしたら、その場で事務局のほうから、それではそういうふうな委員会を発しますときにお知らせをするようにいたしましょうというようなことをおっしゃったと思っているんです。ですけれども、昨日、この委員会をされるに当たって、私、ご説明を受けまして、先ほど会長がおっしゃったように何回か会合を開きましたと。その会合の中でこういったキーワードを委員たちが出されて、こういうふうな方向に改めまして、それで案ができましたというふうなことで、それはそれで、私は全体としては案に不足はありません。ですけれども、先ほどのような岡田先生のお話を聞いておりますと、今この席になって岡田先生にそんなことを言わせるようなことじゃいけないと思ったんです。去年、お約束いただきましたように、オブザーバー出席もできるような形で3回なり4回なりの今までの委員会の会合が開かれていて、いや、岡田先生もそう言ったけれども忙しいんだと、天野もそう言ったけど忙しくて、誘ってもらったけれども1回も出られないというふうなことになるかもしれないけれども、やっぱりそこは、もしもお誘いいただければ、先ほどの岡田委員が今ごろになってそういうふうなお話、いいお話なんですよ。お話はいいお話なんだけれども、今の場で言われるようなことはなかったと思うんですね。これは議事進行の問題なんです。

岡田先生が言ったことがどうのこうのとか、計画課長が言ったことがどうのこうのというんでなくて、今後は、もしできますれば、そういう小委員会がこういうふうにありますから、もしよかったら心ある人は出てきなさいよというようなお誘いなどもあればいいし、去年、会長に私言ったと思うんですけれども、この会合が大体2時間で設定されているんですね。ですから、これほど有名な方々がこれだけ全国から集まるのに、遠いところから来ている人もいるんだからもったいないので――閣議だってあるじゃないですか。閣議の後の懇談なんていうのがありますでしょう。ですから、そういう審議会は審議会だけでやるんじゃないかって、審議会もあるんだけれども、その後に審議会の懇談があったりとか、あるいは審議会の前に何かやるとか、せっかくみんな集まられるんだったら、そういう形式をとられたらどうかなというふうに思います。

○有馬会長　ご指摘の点は、今回の全体の流れの話だろうかと思いますし、昨年のご発言を受けての話だろうと思うんです。

まず一つは、施策部会でしたので、施策部会については施策部会の検討をもとに、最終的に

ここの審議会に一応今回のご報告を申し上げます。これはもうある程度委員も決まっておりますのでそういう形をとらせていただいたわけです。

恐らく、施策部会自身には、審議会のメンバーについては旅費のことは若干あるんですけども、一応出ていただくということは、基本的にはお願いできるという具合にはなっておるわけであります。そういう点で、今日、岡田先生のご意見の内容はともかくとして、進行上の話を含めてこれは当然検討しなくちゃいけません。ただ、特別委員だとか、それから審議会のメンバーはともかくいろいろな方々に出ていただいているということで選択されておりますので、十分に全員がともかく受け入れられるような仕組みになっているかどうかというのはいささか疑問がありますけれども、むしろ、私は、今、岡田先生に意見を出していただいたことが次のステップにつながるとして承っておりますので、そこらあたりは、前にちょっと入っていただくのがよかったかどうかということについては、ちょっと私ども判断しかねるところがあるんですが、これは今後の課題として、やっぱり十分とらえていかなくちゃいかんと思っておりますし、多分、事務局もそのあたりを含めて、今後の施策部会での議論も、今いただいたご意見があるわけですから、今後についてはそこらあたりをどういう具合なというような意見を求められることが、多分、今後あろうかと思えます。ただ、それが委員として入っていただくかどうかということは若干いろいろな側面がございますので、その段階で決めさせていただきたいという具合に考えております。ただ、これはちょっと先走るかもしれませんが、次回についてはちょっと先生にもお願いする件が多分あろうかと思っておりますので、その点はよろしくお願いしたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。海瀬委員。

○海瀬委員 お時間もお時間ですから、短くお話しします。

白書の中では非常に難しいと思うのですが、我々民間企業ではデミングサイクルというんですか、PDCAという回し方をするわけです。必ずプランがあれば、要するにそれに実行があると、そこまでいいんですね。それで、もう一回チェックをすると。それで、チェックをした結果、まずいから今度はこういうふうに変えていくんだよというふうな筋書きがあれば、今の岡田先生のようなお話もかなり解決するんじゃないかなと、私はそう思います。

それから、2番目として、至るところに施業の集約化というのが出てまいります。非常にこれは有効な手法で、ある一面いいと思うんですけども、やはり終局は、林業のように何十年もかかる仕事というのは、そういうのは施業の集約で済むんだろうか。やはり所有の集約化、

もしくは集まって会社組織でやっていくとか、そういうふうな形、経営の集約化がなければ非常に難しいと、そう思います。

それからもう一点。要するに、国が直接的に森林整備に関与することがあるんだと。これはもう緊急避難としてはやむを得ないと思うんですけども、例えば、こういう事例があるんですね。かなり大規模な山林所有者なんですけれども、破綻しまして、そして、それをある大きな自動車メーカーが引き取りました。ところが、そのときに随分我々関係者もその役員方から質問を受けたんですけども、要するに、もともと経済的に採算が合わないことはわかっていると。だけれども、我々が引き取ってやるということの意義をもう少し明確に説明をしてもらえないかと。こちらは必死で何だかんだ理屈をつけてやりなさいよということで、どうにかこうにかなったわけなんですけれども、もうちょっとそういうところでも政策的なバックアップがあつていいんじゃないかと。例えば、わずかであっても税制上のバックアップだとか、もしくは、そういうふうなことを奨励しておるんだというふうなことがあつていいんじゃないかなと、そういうことを感じております。

それから、林業の就業者の確保というのはいろいろなところに出てくるんですけども、僕はむしろ人を集めようと思ったら集まるんですね、まだ。そうじゃなくて、人を使う経営者のほうが問題だと、私はそう思っています。

ですから、ここにも触れておりますけれども、まずは経営者のほうの見識のよさを確保するといえますか、そういうふうな施策がどこかにあつていいんじゃないかと。たまたま鹿児島大学でそういうふうな試みがなされているということで、これは非常にすばらしいことだと思うんですけども、まずそれがあつて人を集めるというのがベストではないかと思います。

特に、私、和歌山県で仕事をしておりますので、よく見ているわけなんですけれども、緑の雇用ということで人を集めますが、ほとんどやめていきます、3年ぐらいすると。かなりの高率です。どうにか仕事ができるようになったっていったらやめるんですね。なぜかといって若い人に聞くんですよ。もう、とにかくあの人たちのもとで仕事はできないと。

そういうことで、指導者の育成があつて、次に、雇用者を集めるということが筋かと思うので、次回から少し考えていただければありがたいと思います。今回は結構です。

○有馬会長 どうですか。今の件については、特に……。

それでは、前田委員、どうぞ。

○前田委員 今、海瀬委員のほうからもご意見があつたように、私も民間事業体として同じ立場に立っておりますので、まさしく同じことを、今日、この場で言いたかったことを大変簡潔

に言っていました。

この白書の「はじめに」というところに、今回は「経営感覚を備えた」と書いてあるんですけども、じゃ、林野庁の言う経営感覚というのは何なんですか。これ、管理感覚だけなんじゃないんですか。経営というのは、収支も合わせて、財政も見て、営業も含めて、すべてのことを言うと思うんですけども、ここで言っている、とっても簡単に「経営感覚」と書いてあるんですけども、これは何なんですかということと、この白書自身も、本当に平成19年度の話なんですかと。これは平成18年の話なんじゃないですか。「追い風が吹いている」と書いてあるんですけども、追い風なんか吹いていないですよ、19年は。建基法の改正、次に来る瑕疵担保、さらにもう一回来る建基法の改正、もう私が感じているのは逆風しかないです。その中でどうやって売って、やっていくかですよ。これは平成18年度の話ですよ。19年度の話じゃない。ましてやもう20年度になった。本当にお先真っ暗。

この中でいかにして利益を確保していくかということを今我々は考えている。新生産がスタートして、直販体制になった。もう直販に走っていくしかない中で、一番下はチップ材を売り、合板を売り、製材を売り、そして一番高いものは市場で売ると。そういうふうに自分たちで仕分けしながらやっています。集約化とよく言われるんですけども、その集約化、我々は日本の中では大規模であり、また団地で所有しているからそういうことができるんですけども、実際に集約化したときに0.1ha、1haしかない所有者が集まって、私のようなことができる場所が山の中に確保できるんですか。この集約化という意味とか、意義とか、定義というのがあいまい過ぎるんじゃないですか。個々で生産しても、コストは下がらないんです。隣の人の山の木とは絶対一緒にしてくれるなという人がいるんですから、それでは絶対コストは下がらないんです。ここで今皆さんがおっしゃっている集約化というのは、ただ単に作業道について森林所有者同士の話し合いをつけただけなんじゃないですか。だから、この集約化とか、そういう意義についてもう少し論じて、集約化1本だけでは決して原木の安定供給というのはやっていけないんじゃないですかということです。

海瀬委員もおっしゃいましたけれども、やったことをチェックする提案型施業とおっしゃっていますけれども、提案型施業のプランナー養成講座もやっておられます。私は、それを林野庁として、そのプランナーが実際現場でやっていることをチェックされていますかということです。実際に、ここに今その施業提案プランナーの養成講座を受けたプランナーがつくった提案書を持っているんですけども、これは民間事業体の約2.2倍ぐらいのコストです。それでは、我々としては受けられないんです。でも、我々のようにまだ大規模所有者はほかに選択肢

を持っているから何とか違う民間事業体を見つけてやっていけるけれども、0.1ha、1ha、小さな小規模所有者の人は、もう地域の森林組合に頼むしかないんです。だったら、せっかく税金を投じてまでプランナーをつくったんだったら、山元に利益が還元できるようにとプランナー養成講座をしているのであれば、本当にできているのかということをチェックすべきです。もちろん中には、多分、優秀な森林組合もおられるんだと思います。でも、いつも思うのは、欠けているのは、やったことに対してのチェック、これが欠けているんじゃないですかということです。

長くなりましたけれども、以上です。

○有馬会長 ありがとうございます。どうでしょうか。

○島田林政部長 前田委員の今ご指摘のことでございますけれども、プランナー研修に平成19年度から取り組んでいます。今、森林組合が150程度参加しているという、先ほどご報告したとおりでございます。

ただ単に作業道を一緒につけても、施業単位が小さなまま本当に何も変わらなければ、それはコストも下がらないわけです。やはり集約化というのはコストダウンに必要で、森林所有者の皆さんたちのところへお金が戻っていくということを思っています。全く今ご指摘いただいた部分と同じことを考えて、こういうシステムをつくっているわけです。

確かに、森林所有者さんたちを、まとめていくということに対して非常にいろいろな難しい問題があるという話は我々も聞いています。ですから、平成19年度にプランナー養成を始めたわけですし、森林組合も生産性を上げてもらわなきゃいけないというふうに思っています。そういうことがやはりさらに集約化が進んでいくということにつながっていくんだというふうに思っています。おっしゃられましたように、結果、本当に役に立つようになるのかどうかというようなことについては、我々も一生懸命取り組みたいと思いますので、もう少し長い目で見ていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○有馬会長 やっていることと、恐らくその成果をどういう具合にそれが反映されて、どのレベルに来たのかということになるべくきちんとしと、こういうごもつともなことだろうと思いますし、それが一番大事だろうと思います。

どうぞ、岩川委員。関連するかと思いますので。

○岩川委員 言いわけじゃなくて、説明を少しさせてください。

お隣の池淵先生からございましたGISのことですが、先ほど計画課長さんから行政サイドのご説明、県行政にタイアップする形で所有者とデータ情報を結ぶという形で、実は森林組合

も個々のGISの導入を進めておりまして、先ほど名前の挙がった県のほかにも、秋田県なんかは全組合で導入して、そこに基本的な情報以外に施策情報を個別にインプットしていったって、具体的な施策にそれを生かしていこうという活動も始めております。

それから、今のご意見のプランナーの問題ですけれども、ようやくノウハウを開発しながら、実践を今積んでいる過程でございまして、具体的に早いところは、新生産システムに乗っかって一定量特定の工場に供給できる、そこまで進んでいるところもあるものですから、これから徐々に訓練を重ねて、コストダウンなり、量的な拡大なり、これを図っていくつもりでいるわけです。そういう意味でのご理解をお願いしたいと思います。

せっかくの機会ですので、ちょっとどなたかからありましたけれども、白書はこれで終わりではなくて、この後のある意味で政策展開につなげていくという一つのシナリオだと思っていてまして、私も施策部会に出させていただいているのですが、先ほど会長からご報告がありましたけれども、当初の筋立てなり表現から、3回ぐらいの施策部会で意見が出て、大分変更してといいますか、練られてこういう形にでき上がったということであろうかと思っております。

その中で、若干、今後の課題ということで2つほど申し上げたいんです。

1つは、トピックスなり、それからIVの127ページで、バイオマスを取り上げていただいております。実は、NEDOの関係で、例えばヤンマーというメーカーが極めて小型の1基150キロワットのプラントを開発して商品化するところまで来ている。それから、山口県が林地残材をバイオマス発電に供給するという事業を19年度から始めて、3,000立方ぐらいの実績を出してきております。

何が言いたいかというと、バイオマス発電のほうも、ヤンマーは高エネで、七、八十%を木質燃料でということなんですけれども、今後の政策課題の中で、その林地残材の供給ということとあわせて、林野庁サイドもできれば積極的に取り組んでいただいたほうがいいのではないかと。水面下で、九州でかなり本格的なバイオマス発電の検討も始められるというふうに聞いておりますのでよろしくお願いします。

それからもう一点、どなたかもご意見ございましたが、やはり木材の需要の中で、流通構造の中で一番今大きな課題になっているのは中小の製材工場、その製材の流通、とにかく木材価格が非常にもう需要も細っていますし、価格も大幅にダウンして、例えば、丸太を供給しようにも製材工場が受け入れられないという状況も出てきているわけでございます。

それからもう一つは、木材市場を介入して48%丸太を手当てしているという中小の製材工場があるわけですね。だから、その関連とあわせて、今後、専門店的な中小製材工場の生産性

向上ということをどういうふうに政策的に誘導していくのかというところが、やはり製材品の国産材志向をさらに加速させていくための一つの大きな課題じゃないかと思っております。

それと関連しまして、新生産システム的な形で国有林が生産増大を図っているわけですが、その安定的供給の役割を果たしているということですが、その他の環境だとか、国土保全だとか、あるいは国民休養だとか、そういう面での独自の機能は当然ですが、やはり木材の安定供給、需給という観点においては、旧基本法の中では需給調整をする機能を持つというふうに位置づけられていた国有林の役割でございますので、やはり価格動向、それから需給動向、それを十分勘案する形で素材の供給というものを計画的にということで、どんどんそういうことを考えずに出していくのではなくて、やはり民有林との調整機能を果たしながら生産活動を行っていただくというようなことが、ちょっと必要なのではないかなというふうに考えております。

以上、2点、今後の課題にさせていただければと思います

森林組合については、もう少し総括的なご紹介を紙面の中でさせていただくと理解がしやすいのかな。あちこちにトピックス的に入っております。来年、そういう形で紹介できるように精進し、活動を活発化してまいりたいと思いますので、よろしくご理解、ご支援のほどお願いしたい。ありがとうございました。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

ちょっと次の進行上のこともございますので、以上、今ご意見いただいたこと、次のステップに生かすということで。それから、多分、先ほどのお話の中で、これは18年度の報告書ではないかというようなご意見もありましたけれども、それなりの認識は十分した上で、若干、文章的に余り露骨に書くわけにもいかないというような配慮も多分あったと。認識としては、かなりそこらあたりは強く認識して書いているつもりなんです、やはり見る人を見ると、多分、こんな弱いことではとてもだめだというご意見もちょうだいしたということは、これはもうそのとおりだろうと、ある見方によってはそうかと思っておりますので、それについては、多分、今回の特集の場合にはこういう書き方しか今のところできなかったという、あるいは今回の白書ではそういう書き方しかできなかったというようなことで、ひとつご勘弁いただきたいと思っておりますが、今後のものについては、今、非常に貴重なご意見をちょうだいいたしましたので、政策、それからもう一つ今日のあれがございます。施策について20年度の通達がございますので、そのあたりを含めてやりたいと思います。ひとつ進行させていただきたいと思っております。

それでは、議事の（２）の平成20年度森林及び林業施策（案）につきまして、農林水産大臣

の諮問をいただくことになっております。そういうことで、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただくことでお願いいたしたいと思います。

○井出林野庁長官 それでは、代読させていただきます。

「20林政企第5号 平成20年4月18日 林政審議会会長有馬孝禮殿 農林水産大臣若林正俊
「平成20年度森林及び林業施策」(案)について(諮問) 森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)第10条第3項の規定に基づき、別添の「平成20年度森林及び林業施策」(案)について、貴審議会の意見を求める。」

では、会長、よろしく願いいたします。

○有馬会長 それでは、諮問をお受けいたしました。

平成20年度森林及び林業施策(案)につきまして、これも施策部会において議論をいたしました。検討経過の概要につきまして、先ほどと同様に私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

森林及び林業施策は、ご承知のとおり森林・林業基本法の規定に基づいて、政府が毎年森林・林業の動向を考慮して、予定されている予算措置、それから立法措置等を取りまとめるものであります。その予算措置に裏づけられた立法措置について取りまとめたものが今日お示したものでございますが、施策部会では、第1回の会合から今後講ずべき施策の方向、第2回の会合では作成の基本的な考え方について、それから第3回会合では本文案についてそれぞれを審議いたしましたけれども、作成されていたものにつきまして特段の意見はございませんでした。

それについて、続きまして内容について事務局の説明をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○牧元企画課長 それでは、先ほどごらんいただきましたこの緑色の薄い冊子にお戻りいただきたいと思います。これの35ページ以下でございます。

平成20年度森林及び林業施策ということでございまして、おめくりをいただきまして、36ページ、37ページで概要をご説明したいと思います。

全体を6項目に分けておりまして、36ページの1番のところでございますけれども、「森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全」ということでございます。

この項目の中では、美しい森林づくり推進国民運動の展開でございますとか、あるいは、先ほど来ご説明を申し上げております京都議定書の目標達成のために毎年20万ヘクタールの追加的な森林整備が必要となっているというような状況を踏まえまして、20年度におきましても19

年度補正予算とあわせ、積極的な取組の展開などを行うというような各般の施策を推進をしていきたいところでございます。

それから、2点目のところでございますけれども、「林業の持続的かつ健全な発展と森林を支える山村の活性化」ということでございます。ここにつきましては、先ほど来ご議論のございますこの提案型集約化施業の定着、このために必要なプランナーの養成の加速化でございますとか、あるいは林業事業体による施業の集約化、路網、高性能林業機械を組み合わせましたこういったシステムの普及・定着というような施策、それから、緑の雇用等によります担い手の確保、就業者の育成確保施策といったような施策を展開をしていくところでございます。

それから、大きな3点目でございますけれども、「林産物の供給及び利用の確保による国産材競争力の向上」という項目でございます。ここにつきましては、まずはこの新生産システムをモデル地域におきまして推進をするということ、それから、木材加工流通施設の整備の実施でございますとか、あるいは顔の見える木材での家づくりの普及といったような施策を展開をしていくところでございます。

それから、右側の点につきましては、4項目め「森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及」ということで、地球温暖化対応でございますとか、あるいは林業・木材利用に関する各般の研究開発を推進をしてまいるということでございます。

それから、5点目でございますけれども、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進」ということで、これは公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の推進というようなこと、あるいは、開かれた国民の森林の実現に向けた取組というものを推進をしていきたいということでございます。

それから、最後の項目でございますけれども、「持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進」ということで、各種の国際協力等を推進をしていきたいということでございます。

以上、簡単でございますけれども、20年度の施策の概要についてご説明をさせていただきました。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明ありましたが、平成20年度森林及び林業施策（案）につきまして、委員の方々からご意見を伺いたいと思います。

どうぞ、天野委員。

○天野委員 ちょっとお伺いしたいんです。議事進行なんですけれども、「農林水産副大臣挨

拶」というのはないんですか。この後にあるんですか。もうなしで進んでいくということですよ。らしいんですか。

○有馬会長 あと5分ぐらい。ごあいさつがある予定になっています。

○天野委員 じゃ、これについて、これでいいかどうかというのが今お尋ねなんですね。

○有馬会長 そういうことです。

○天野委員 はい、わかりました。

○有馬会長 これが答申になりますので。

何か、副大臣のタイムリミットが2時50分なので長官が……。

副大臣のごあいさつが、ある時間までだったらできるけれども、そうではなかったらちょっと無理ではなかろうかというような状況のようです。

どうぞ、下川委員。

○下川委員 一通り、今年度の林業施策についてはバランスよく基本的な方針が示されていると思うのですが、先ほどから議論があるとおり、この課題を実現・達成するために非常に難しい問題がたくさんある。

そういう視点から、時間が限られておりますので、一つだけ意見を申したいんです。先ほどのご説明の4番目のところにかかわると思うんですが、例えば、新生産方式のもとでの低コストの生産といいますか、そのための路網の配置ですとか、あるいは急傾斜地に対応するような新たな機械の開発ですとか、こういったところがやはりそれなりに進まないと、なかなか厳しいのかなというふうに思うのです。

そういう意味では、例えば、こういう問題について大学側の研究開発、技術開発というのは、こういう面は非常に手薄でございます。

かといって、森林総研あたり、どうなのか。あるいは、林業開発センターみたいな、機械センターみたいなものがあるんですかね。そういったところが、恐らく、もう少し規則的な連携を組まないと、例えば路網の開発においても、あるいは日本の地形に対応するような効率的な機械の開発についてもかなり厳しいのかなという気がしておりまして、今それを支える研究者ですとか、あるいは技術者ですとか、そういう集団の形成が非常に弱いのではないかなというふうに思っているんですね。

同時にそれは、保全等にも配慮しながら進めていく必要が多分にあるわけで、やはりもう少し広い連携というか、そして力強い連携が必要なんじゃないかなというふうに常日ごろ思っているんですが、その点は、何か林野庁として見通しを持っていらっしゃるのかどうか。あるいは

は、そういう認識があるのかどうか。あるとすれば、どう展開されようとしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○天野委員 後のほうに回されたらどうですか、その議論は。

○有馬会長 今の下川委員のご意見等については、後でちょっと議論をさせていただくとして、まず、この答申案について、どうしてもこの答申ではだめだと、あるいは、どこかを直せということがあるようでしたならば、ご意見をちょうだいしたいと思うのですが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○有馬会長 それじゃ、今答申案を、何となく味もそっけもない文章になるんですが、それからこれ自身もご承知のとおり、予算措置だとか立法措置のどちらかといういろいろなものを網羅的にきちっとやっておこうというようなことです。どうも、そういう点では若干なりとも、何にウエートがあるんだと、そういうのが読みにくいものにはなっているんですが、これもまた仕方がないことだろうと思っております。それは、むしろ施策の中で生かすという形かと思っておりますので、今、意見なしということでしたので答申をしたいと思います。

副大臣が今お見えになるそうでございますので、答申案をお渡ししたいと思います。

それでは、よろしゅうございましょうか。

「20林審第1号 平成20年4月18日 農林水産大臣若林正俊殿 林政審議会会長有馬孝禮 平成20年度森林及び林業施策（案）の答申について 平成20年4月18日付け20林政企第5号をもって諮問のあった「平成20年度森林及び林業施策」（案）については、下記のとおり答申します。 記 「平成20年度森林及び林業施策」（案）について、別紙のとおり定めることが適当である。」

よろしくお願いいたします。

○今村農林水産副大臣 先生、どうもありがとうございます。謹んでお受けいたします。

○有馬会長 それでは、今村農林水産副大臣からごあいさつをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○今村農林水産副大臣 皆様、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました農林水産副大臣を拝命しております衆議院議員の今村雅弘でございます。本日は、本当に足元の悪いところ、また、お忙しいところ、本当にありがとうございます。

そしてまた、先ほどは先生方からいただきましたこの答申に感謝を申し上げる次第でございます。

ます。

いろいろな農林水産業をめぐる課題はたくさんございますが、特に林政の問題については地球環境等と組み合わせて、今大きな関心と呼ぼうとしているところでございます。どうもありがとうございます。

それでは、早速でございますが、一応、皆様からあいさつ文を用意してくれておりますので、これに沿って、ちょっとごあいさつさせていただきます。

本日は、委員の皆様方にはご多用中にもかかわらず林政審議会にご出席を賜り、森林・林業白書について熱心にご審議いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、森林に対する国民の期待は、地球温暖化の防止を始め、国土の保全、水源の涵養など多様なものがあり、これらの国民の期待にこたえていくためには多様で健全な森林づくりが求められているところであります。特に、地球温暖化防止の観点からは、京都議定書の第1約束期間が本年から始まる中、温室効果ガス削減目標の達成に向けて間伐等の森林整備の一層の加速化が必要となっております。

このような状況のもと、我が国の森林は利用可能な資源として充実してきており、多様で健全な森林の育成とともに、国産材の安定供給がますます重要となっているところであります。このため、政府では緑豊かな美しい国土を未来へ引き継いでいくため、美しい森林づくり推進国民運動を展開しているところであり、国民の理解と協力により国民全体で森林づくりや木づかい運動などによる木材利用を進めていくこととしております。

農林水産省といたしましては、本日、答申をいただきました平成20年度森林及び林業施策に基づき、引き続き各般の施策の着実な実施を図るとともに、所要の予算の確保・充実に努めてまいり所存であります。

委員の皆様におかれましては、今後とも森林・林業政策全般にわたり格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

平成20年4月18日、農林水産副大臣今村雅弘。本当にありがとうございます。

それから、ついでございますが、今、私の副大臣室には先般から青森から送ってもらったヒバの切り株、直径1メートルぐらいございますが、恐らく100キロぐらいあるんじゃないかと思いますが、年齢300年ということでございますが、それを置いてあります。大変いい香りがしまして、セラピー効果も十分でございますが、怒ることも少なくなってきました。

私、何でこんなことをやっているかというと、もっと町の中に森林を持ってこようということで、ぜひ、この間伐を進めていく上で、その間伐材の利用をどうするかということも大きな

課題でございます。ですから、これからこういうビルの内装とか、あるいはマンションの内装等々にできるだけそういった木材を使って、そして、この間伐材の利用を図るということも大切なんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そのうちにおふろも昔の五右衛門ぶろのように、ちょっとヒバの木でもヒノキでもいいですから、お金が高くてヒノキぶろをつくるわけにいきませんから、沈める板ぐらいヒノキの板でつくって、うちで使ってもらえればいいんじゃないか。

あるいは、枝打ちしたものをマンションの中に1つ入れるだけでも随分効果があるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そういうことで、私も先頭に立って頑張っておりますので、また、先生方のご支援をよろしくお願い申し上げます。本日は、まことにありがとうございました。

○有馬会長 どうも大変ありがとうございました。

今村農林水産副大臣におかれましては、公務のためにご退席されます。それこそ、ヒバの効果がお隣に座っていると若干におうような感じがいたします。ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

○今村農林水産副大臣 私、これから地元に帰りますから、部屋をあけておりますので、よかったら帰りにのぞいていってください。

じゃ、失礼させていただきます。どうもありがとうございました。

○有馬会長 ありがとうございました。

それでは、引き続き議事を進めてまいります。先ほど、下川委員であります、櫻井委員、何か関連して、先生も同じようなあれでしょうから……。

○櫻井委員 関連してなんですけれども、日本大学の櫻井です。私立大学の現状からちょっと。

今、緊急の状態というか、いろいろな利用価値の実態になれば、その実態についてしゃべりたいと思います。

特に最近、問題になっているのは、林学という枠がとれてから、森林関係、まあ旧林学関係、産業関係を担うグループのまとまりが非常に弱くなってきたのかなという感じがしますが、日大へ行きますと、旧林学系の学生応募者が10年前に比べて大体半分近くに減っているというのがございます。応募が減るということは、その学科は要らないんだろというふうなことをすぐ執行部のほうから言われてくるわけでございます。

特に、就職が動きますと、大体1%、10%を超えた超えないという議論をしております、残りの8割くらいは森林・林業、木材産業と関係ないところへ就職しているというところが実

態です。つまり、就職の場がしっかりしていないところに学生は来ないんだよなというふうなことなのかなということを考えております。

その林学系の中でも、今、下川委員が言われた機械・技術系のところ、これが非常に弱くて、あちこちでそういったところがほかの部に変わってきているんですよね。技術組が少ない。

それから、森林総合研究所のことが出ましたが、森林総合研究所は林野庁と相当密接な関係を持っていろいろやってきた。私も前いましたものでわかるんですが、森林総合研究所の中でも限られて減ってくる人材の中で、さらに機械のほうから別のほうへ人を採ろうとか、そういう動きがないわけでもない。当時は、林野庁が強く要るんだぞと言ってくれないと、森林総合研究所自体も機械作業系の人は減っちゃうぞということを言い放してきたんですけれども、ただ、基盤整備その他をやるためには技術者は必要だし、行政は絶対にそれを使うはずなんだから、それはしっかり考えてもらいたいというふうなことで、今だんだん減りつつあっても高度化は進めているし、やる人は世界じゅう走り回って情報を集めて、技術を磨いて表に出しておるだろうと思うんですけれども、そういったところも考えた上で、これの全体のいろいろな議論を進めてもらいたいなと思っております。

○有馬会長 今、下川委員、それから櫻井委員の学術研究、そこら辺の背景についてもお話がありました、それが施策あるいは今後のこの予算措置等にどのように反映するかということとは重要な課題だろうと思いますし、何かそれについて。

○渋谷研究・保全課長 研究・保全課の渋谷と申しますが、林業技術の機械系の技術開発は私どものほうで担当しておりまして、先生方のおっしゃることはよく存じておる状況でございます。

その中で、最近、高性能林業機械の導入は3,000台を全国で超えるということで、10年前に比べますと2倍以上に増えているような状況で、技術者の方が減る一方で、需要のほうは、徐々ではありますけれども伸びてきている。コストダウンをするために導入される事業体等が増えてきたということでございます。

現在、間伐を中心にした機械経営の開発を林野庁では中心にやっているんですけれども、今後、長伐期化とか、長い目で見たときのこともありますので、長伐期化に対応した機械技術の開発というものに向けて、今後、進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

その中で、森林総研を初め、大学あるいは民間企業、こういったところの技術者の方々の協力が増えるような仕組みを考えていって、林野庁としてはそういった人たちへ何らかの支援が

うまくできるようなことを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今後、先々を見ながら機械を開発しないと間に合わなくなるということでございますので、そういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○有馬会長 ありがとうございます。

それでは、まだ若干議事が「その他」も残っておりますので、進行させていただきたいと思えます。

議事の（３）全国森林計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○沼田計画課長 計画課長でございます。

それでは、お手元の資料ナンバー３の「全国森林計画の策定について」でございます。

この資料に冒頭ございますけれども、全国森林計画は森林法第４条に基づきまして農林水産大臣が５年ごとに立てます１５年間の計画ということでございます。

計画事項ですが、２番目の計画事項の（１）から（８）まで書いてございます。森林の整備、保全の目標のほかに、具体的な森林の施業と申しますか、森林の取り扱いの基準になります伐採とか造林とか、そういったものに関する事項等を定めることになっているところでございます。

それで、３番目のところでございますが、現在の計画は平成１５年１０月に閣議決定されたものでございまして、計画期間が平成１６年から平成３１年３月までの１５年間となっております。

ただ、平成１６年に森林法の一部改正、特定保安林に関する事項を全国森林計画の計画事項として追加したわけでございますけれども、そういった一部改正に伴う変更、それから、森林・林業基本計画を平成１８年９月に策定して閣議決定しておりますけれども、それに伴う変更という２回の変更をしております。

それで、５年ごとに立てる計画ということでございますので、次期の計画の計画期間は平成２１年４月からの１５年間計画ということになるわけでございます。

次のページでございます。

そういったこともございまして、私どもといたしましては、全国森林計画を前回の例に倣ってということになるわけでございますけれども、今４月でございますが、７月ごろまでに骨子、素案等のご審議いただきまして、その後、パブリックコメントを行い、９月末には新しい全国森林計画について閣議決定させていただければというふうに考えております。

その後、今度は全国森林計画に即して、都道府県レベルで地域森林計画を立てるわけでござ

いますけれども、10月以降にそれぞれの都道府県で公告縦覧が30日間ございます。その後、いろいろな協議をはじめとした手続がございます。

そういったことで、今年の12月末までに各都道府県レベルの地域森林計画が策定されるとともに、市町村レベルの市町村森林整備計画につきましては、来年の3月末までに作成されるスケジュールになっています。そして、平成21年度当初からそういった国レベル、県レベル、市町村レベルの計画が全部そろった形で各般の施策が推進できるようにしたいと考えているところでございます。

○有馬会長 ただいま説明がありました全国森林計画の策定につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。天野委員。

○天野委員 2つのことをちょっとお話しします。

1つは、先ほど海瀬委員と、それから前田委員から、非常に大きな面積を持っている個人所有者としての全く同感できる意見の展開がありましたね。

実は、ここにいらっしゃる委員や、それから林野庁の皆さん、もう既にご存じのことだと思う上で話すんですけれども、今、森林については大きく2つのことが現場で進んでいると思うんですね。

1つは、国有林の現場で国有林の皆さんが作業道を森林の中につけていって、その道を使ってリーズナブルな仕事の仕方をするというふうな国有林の中の仕事の改革と、それから、国有林を素材生産業者に仕事をさせるときの改革というのが1つ進んでいると思います。

2つ目は、民有林のほうですが、私は、これは偉大な仕事がされていると思うのです。一昨年の11月に農林中金の80周年記念事業として、これから5年間、10億円をかけて全国の森林組合を鍛える提案というのがなされまして、それが、最初は12組合を日吉町森林組合に集められて、道をつけること、それから森林所有者を取りまとめること、仕事の仕方の改革ということをお願いいたしました。それは農林中金の金を使って12組合が集められたんです。その方式がいいということだと思うのですが、全国森林組合連合会と林野庁が一緒になって、今度はその12の組合が10ずつの組合を教育していこうというふうな予算がつきました。そして、120の組合に森林施業プランナーを皆さんのところで育てませんかというふうなことを聞きましたら、156の組合が手を挙げて、私たちも改革したいというふうなことが起こりまして、これから5年間ぐらい、大体500ぐらいの全国森林組合が鍛えられようというふうなことが起こっております。

す。これが現場で起こっていることです。

そういった中で、先ほど海瀬さんや前田さんがお話をされたということはどういうことかという、その2つが進むだけでは手落ちですよ。国有林の改革、森林組合の改革、それはいいけれども、大規模に山を持っている人たちの声も聞き取らなければいけませんよ。そういう人たちは長年山を持ってきた先祖を持ってこられて、そういった先祖が一生懸命自分等のこの財産を食いながら山を治山治水のために守ってきた人たちがいると。だから、そういった人たちの意見も聞き取らなければいかんということだと思うのです。

これは高知県の例なんですけれども、高知県の前知事の橋本さんが森林環境税をつくる時は、2年間かけて大きな森林所有者の人たちの意見を聞き取ったというふうな前例がございます。

ですから、そういったことを林野庁のほうで、ぜひされるべきだと思っているんですね。

それで、委員会の持ち方にちょっと行きますけれども、例えば、昨日、私に林野庁のある方が、天野さんが前日から東京に来られているというのでご説明申し上げたいというふうにして言われたんです。その前に電話があって、事前に来られることはありませんかと言われたので、ありませんと言っちゃったんです。そこではそうだったんですけれども、それはどういうことかという、このぐらいの審議会の委員のところだったら、東京に来られるごついではありませんかじゃなくて、林野庁がそれぞれの委員の一人一人のところに行って、どういうご意見ですかとか、この1年間、委員をされてどうだったですかということをもし聞き取っていれば、その段階で海瀬さんのご意見とか前田さんのご意見を聞き取れていると思うんですね。そんな金も林野庁は貧乏だからないんだと言うんだったら、委員の数を半分にすればいいんですよ。

それはそれとして、言いたかったことは、今、日本の山で起こっていることは、私ははっきり言って、とてもすばらしい21世紀に向けての林野庁がみずからやっている産業革命だと思って、非常に褒めたたえたいと思っております。自分の著作物とか、それから、森林組合に書いておりますものでは、そういうふうに書いています。偉大なことを林野庁の皆さんがやっていらっしゃる。だから、林野庁、国有林が特殊法人化なんかするんじゃなくて、むしろ林野庁は「林野省」にしてあげることぐらいを国民がしないといけないというふうに思っているところです。

さて、山元の話なんですけれども、私は新生産の委員もしておりますし、森林組合にも連載をしておりますのでいろいろな山元を歩いております。それから、森林組合からも呼ばれておりますので、講演に行ったりしています。自分の趣味は釣りですので、山をいろいろ見て歩い

ております。

それで、実は、全国でそういった改革が起こっている中で、新生産という仕組みがあります。私も高知の新生産の委員なんですけれども、その新生産で、この間、2月21日に東京で報告会がございました。11の地区の報告が15の代表によって報告されたんですけれども、そのうちの1つの昔からの財閥であるS林業さんという方のプレゼンが問題であったんですね。

そのS林業さん以外の方々のプレゼンはどういうものだったかというと、まず、日本は小さな森林所有者をきちんとまとめられていないので、そういう所有者を取りまとめましょう。それから、取りまとめたら、山に高密度な作業道をつけられるので、作業道をつけましょう。作業道をつけたら、リーズナブルな中小型の高性能な機械を使って仕事の改革をしましょうということを11の新生産の現場でやっている。それは、間伐材を使っていくためにこういうふうにしていますよと。ですから、市場に、大手の住宅メーカーも、それから、小さな建築会社も、みんな間伐材を上手に使っていつてもらうためにやっているんですよというふうなことが進んでおりますが、現実には、皆伐が全国でちょっと目に余るようなスピードで進んでいるという現場がございます。

先ほども、皆さんと私がお認めいたしましたこういった19年度の林業の動向、6ページのところには、「京都議定書の第1約束期間の開始」ということで、「毎年20万haの追加的な間伐等の森林整備が必要。」という言葉があります。

また、先ほど出られていた副大臣の言葉にも、間伐等の森林整備という言葉が出てまいります。

今、日本人がやらなければならないことは間伐だということが、ようやく総理がおつくりになっている美しい森林をつくるような委員会とか、そういう運動の中でも認められて、日本人は、今まで木材の価格が低くなっていたので、大根1本と木が同じくらいの値段になっていたのが森林をきちんと整備することができなかったけれども、きちんと間伐するということが地球にもいいし、それから、それがきちんと産業になっていくというふうな社会システムをつくらなければならないということが、国民の少なくとも少数の人々にはわかりつつあるという現状の中で、さて、山元に行ってみると大面積な皆伐が行われているということであると、小学校の子供たち、あるいは中学校の子供たちが見てどう思うかなということを私は思います。

私は、皆伐がすなわち悪だとは思いません。皆伐をしても、きちんとその後手入れをされて再造林をできるんだったらいいんです。でも、例えば、先ほどちょっと名前を挙げましたS林業さんですと、もう住宅を売っていくときに、今までは外材が多かったんだけど、これか

らは国有林を優先的に使うんだというようなことをお誓いされているので、現実の市場で売るのが材が出てこないという悩みをお持ちなんです。材が出てこないとどういうことかという、素材業者さんに頑張って出してくれよと言うわけです。そうすると、素材業者さんは山元に行きまして、もう森林経営をあきらめようとしている人たちなんかのところに行って、地上権を買って皆伐をしちゃうわけです。そのような現場がございますので、そういったことが何とかとめられるような方向の委員会の持ち方も含めて、そういう答申を出していただきたいと思います。

長くなりました。

○有馬会長 それでは、「全国森林計画の策定について」いただきましたけれども、もちろん、いろいろこれからご意見があろうかと思えますけれども、次の作業にちょっと進まなくちゃいけませんので進めさせていただきます。

「林政審議会施策部会における森林整備保全小委員会の設置について」ということで、これを受けてのお話なんです、これについて施策部会で、会長を私が兼ねておりますので、私のほうから若干説明をさせていただきます。

小委員会の設置でございます。これから実際に具体的にどうやるか、そういうことでございますので、資料4。

五軒家委員が公務のために退席されるということでございます。何だか申しわけありません。時間が大分押しておりますので、申しわけありません。

森林保全事業計画、これは農林水産大臣が全国森林計画の最初の5年間ににかかわる森林整備保全事業の実施の目標及び事業量を定めるものであります。それで、本審議会の諮問、答申を得た上で閣議決定されるということになっております。

したがって、平成21年度を初めといたします次の時期ですが、その次期計画の作成に当たりまして林政審議会の施策部会の下に森林整備保全小委員会を新たに設置すると。同計画で進める成果指標等の素案を検討すると考えております。

今月4日に行われました施策部会において、各委員の方々に一応説明を申し上げたところであります。この小委員会を設置するという趣旨を申し上げたところであります。

保全事業計画及び森林整備保全小委員会の件につきまして、その具体的な内容について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○沼田計画課長 それでは、説明させていただきます。

ただいま有馬会長からお話がございましたように、森林整備保全事業計画でございますけれ

ども、私どもとしては、先ほどご説明しました全国森林計画の策定と歩調を合わせる形にはなりますけれども、検討を行っていきたいと考えております。

現在の計画につきましては、平成16年6月に閣議決定されたものでございまして、計画期間は平成16年度から20年度でございます。

実は、策定当時、政府全体の方針といたしまして、森林整備保全事業計画というものは、これはいわゆる公共事業に関する投資計画でございますけれども、そういった公共事業計画につきましては、以前は事業量といいますか、投資額とか、投資規模とか、そういったものを目標として定めていたのですけれども、そういった目標を投資額から成果指標にするというふうに決められました。

そういうことから、平成15年度以降の公共事業に係る長期計画、投資計画につきましては、成果目標を内容とする計画内容に順次変更してきております。そういった中で、平成16年度に策定した森林整備保全事業計画から成果目標というものを内包した形で閣議決定されたということでございます。

森林整備保全事業計画でございますが、次の4－2のページをごらん下さい。

大きな目標といたしまして、「安心」「共生」「循環」「活力」、こういった4つの目標を定めておりまして、それぞれの目標の下に具体的な成果目標というものを定めております。

例えば、「安心」の分野でございますが、国民が安心して暮らせる社会の実現ということを目指しといたしまして、成果指標の一つとして、「育成途中の水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合」、そういったことで具体的な指標を掲げているというような状況でございます。

この森林整備保全事業計画の次期計画につきましては、今お話がございましたように、林政審議会の施策部会の下に森林整備保全小委員会というものを新たに設置していただいて、さまざまな分野のご専門の方々にご議論をいただければありがたいというふうに考えているところでございます。

スケジュール的には、4－1、前のページに戻って大変恐縮でございますが、今年の5月ごろに1回目の小委員会を開催していただいて、本年末を目途に報告を取りまとめていただいた上で、その後、さらに本林政審議会での審議ということに移っていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○有馬会長　ただいま説明がありました林政審議会施策部会における森林整備保全小委員会の

設置について、皆さんのご質問等をお受けしたいと思いますが、先ほどから前田委員、それから海瀬委員、それから天野委員等でご提案になったいろいろなものも、かなり取り上げられることになるということになるかと思いますが、いずれにいたしましても、ご意見、この設置についていかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○有馬会長 それでは、林政審議会議事規則第6条に基づき、施策部会長として施策部に森林整備保全小委員会を置くことといたします。

なお、小委員会に属すべき委員及び特別委員でございますけれども、当審議会の委員から岡田委員、それから櫻井委員、早坂委員、この本委員会からこのお3方、それから、施策部のほうでございますが、特別委員から執印委員、土屋委員、それから、また新たな特別委員として川上委員、白石委員、高橋委員の8名の方をお願いしたいと存じますので、ご承知おきをいただきたいと思います。この先生方については、いろいろな分野からの方々をお願いしているという状況でございます。そういう点で、4つの事業目標、8つの成果指標と、こういうことでありますので、そのおのおの専門の方々に入っているという状況でございますので、ひとつご承知おきをお願いしたいと思います。

冒頭に天野委員からもございましたけれども、本委員会にこの内容も提示されることになりますので、そのときにまるっきり違った意見がここに出ないように、委員の先生方にプレッシャーをかけるわけではありませんけれども、ひとつ広い意味でのご審議のほどをよろしく願いたいと思います。

それでは、次に議事③の新しい京都議定書目標達成計画につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○渋谷研究・保全課長 研究・保全課でございますが、時間もございませんので簡単にご説明させていただきます。

京都議定書目標達成計画という名前なんですけれども、通称目標達成計画とっております。この計画は地球温暖化対策推進法の規定に基づきまして、最初、平成17年に策定されました。

この法律の第9条の規定によりまして、19年度中に目標施策を再検討して必要な変更を行うというふうにされておまして、この規定に基づきまして去る3月28日に改定案が閣議決定されたところでございます。

まず、大変恐縮なんですが、最初に経緯をご説明したいと思いますので、一番後ろ

のページ、最後のページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

昨年からたびたびの会議がございまして、当審議会との関係でございますけれども、昨年5月、また、今年2月に総理官邸で開催されました関係審議会合同会議というものがございまして、ここに有馬会長を始め櫻井会長代理にご出席をいただきまして、森林吸収源対策の重要性、あるいは推進すべき方向性について貴重なご意見をご発言をいただいたというところでございます。

こういった経緯を踏まえまして閣議決定されたということでございます。

恐縮ですが、また、表紙の裏のページになります。1ページをお開きいただきたいと思います。

簡単に全体の概要をご説明いたしますが、左上のグラフを見ていただければと思います。

まず、排出源対策として8%を超える大幅な削減努力をするということ。それから、京都メカニズムというものを組み合わせまして、あと森林吸収源の3.8%というものをやられますと、やっとその目標、マイナス6%を達成できるということでございます。これはもう既に森林吸収源というものを3.8%が確保されるという前提でそのいろいろな数字が組み立てられているというような状況がございまして、確実に推進をしていかなければならないということになっております。

2ページ以降でございますけれども、目標達成計画の内容でございます。

3、4ページが全体の目次になっております。

このうち5ページをお開きいただきますと、特に森林吸収源対策の部分を抜粋してございます。

新目標計画では、京都議定書の目標達成計画に向けまして、追加的にとるべき対策を重点的に検討しておりますけれども、森林吸収源につきましても、第1約束期間の最終年までにとるべき対策といたしまして従前から実施をしておりました35万ヘクタールの間伐に加えまして、アンダーラインのところにございますけれども、毎年20万ヘクタールの追加の間伐を森林整備で実施する必要があるということを新たに具体的な数字として鋭意示したということが新しいところでございます。

また、その下のアンダーラインにまいりますと、6年間で330万ヘクタールの間伐の実施を目標とする美しい森林づくり推進国民運動の展開、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の制定といったものが新たに盛り込まれております。

次に、詳しい説明は割愛させていただきますけれども、7ページ、8ページ、9ページと新

旧対照表がございます。

10ページには、今申し上げました、今国会に提出しております間伐促進法の案の概要が示してございます。

また、11ページには美しい森林づくり推進国民運動の概要をお示ししております。今後、この運動につきましては、さまざまな機会をとらえて強力に推進してまいりたいと考えているところでございます。

林野庁といたしましては、今後、この新目達計画に基づきまして森林吸収源対策を加速化させまして、京都議定書の目標の着実な達成に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。どうぞ、ご質問等伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、山根委員、どうぞ。

○山根委員 全く結構なことだと思うんですけれども、いよいよ環境というか、こういうことが国家的な大事業である、課題であるというようになってきたと思うんです。その面で木づかい運動、いわゆる森林を使うというところの視点、国家的に考える必要があると。すなわち、林野庁の視点だけでなく、あらゆる公共物に大いに木を使う。先ほどもお話がありましたが、さらにさらに、例えば消防庁の建物も使うと。消防法も改正するというぐらいのところへ行かないと、縦割りの話ではおさまらんのじゃないか。

例えば、住宅は省エネといってやっておりますが、これだけ町の中に冷蔵庫が出ておる。すなわち、自動販売機が出ているというような状態はもう許されんと。

そういう面で大いに木を全省庁にわたって、まず公共物から徹底して使うというような視点で取り組みにやいかん事態に入ったんじゃないかなというように思います。そういう面が織り込まれれば、さらにありがたいなと思っております

○有馬会長 どうもありがとうございました。大変重要な視点をいただきました。吸収源だけが非常に出てきて、実は、使うことによって省エネルギーも図れるというのが、これは木材の非常に重要なことでありますし、そういう視点で全体が取り組んでいただくということが大変重要なことだろうと思っております。

先ほど、ちょっと内閣府の話が出ましたけれども、私と櫻井委員が一応この審議会として地球温暖化に出させていただいておりますけれども、吸収源というマイナスのほうを言うのは当

審議会だけなんです。ほかは、とにかく出すやつを減らすかという話だけであります。しかも、ましてや、それから積極的に使ってくださいというような視点のところというのはないというところがございます。そういう点では、その役割というのでしょうか、これをなるべく皆さんに広く理解していただくというのは大変重要なことだろうと思っておりますし、そういう視点で今いろいろな取り組みもなされているかと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ、下川委員。

○下川委員 これを達成するためには、条件整備、これがどうもほかの省庁等できちっと振り返られているのかなというような気がするんですね、さっきおっしゃったように。例えば、前に前田委員もおっしゃいましたが、住宅戸数がすごく落ち込んでいるんですね。これをどう回避させるか。それによって木材の需要が増えるわけですからね。

例えばそういう問題ですとか、それから、間伐をするためには、そのための公立的な施設、そのための予算措置だとかされるのかどうか。そういった路網の整備については、例えば、公共事業の評価額の問題、非常に厳しい状況があるんですね。ですから、そういったことを一つ一つ克服しないと達成は非常に厳しいんじゃないかなというような気がするのですが、その点、いかがでしょうか。

○有馬会長 これはどこからお答えいただいたほうがよろしいのでしょうか。

○島田林政部長 下川委員のおっしゃられたように、克服すべき課題というのは、やはりその3.8%を達成していくためには、先ほどの毎年20万ヘクタールの追加的な間伐を行っていかなければならないわけです。そうしたところの、例えば作業道を進めると言っても、やはりそれがきちっと森林所有者の皆さんたちに魅力のあるものとして映らなければ進まないわけです。そうした観点では、必要な予算のお話ですとか、補助の制度だとか、そうしたものの、作業道だけに限りませんし、機械の導入ですとか、そういうようなものを含めてきちっと対応していかなければならないものだというふうにして考えております。いろいろな観点で私どもは私どもなりに取組んでいるつもりでございます。また、先生方のほうからも、こういう現地の部分でいろいろなこういうことがあれば進むんじゃないかとか、そういうようなお話がございましたらご指摘いただければ、具体的な施策の部分にさらに反映させていただきたいというふうに思っております。

○有馬会長 よろしゅうございましょうか。何かほかにも、全体に……。

○山根委員 あともう一点だけ補足させていただきますか。

先ほど前田委員がおっしゃいました逆風の時代という話ですが、私は、これは建築確認明確

化の問題以前に、もう高齢化社会というところの大変大きな変化が来てしまったんだというようにとらえるんです。

そういうふうに見ましたら、先ほど申しました公共物等へ積極的に使っていくということによって地方間の格差、あるいは田舎の再生等も含めて、経済の活性化ということに大いに効果があることだろうと思います。

そういう面で、林業政策が非常に重要なことの視点になってきたということを思いますので、自給率の問題も含めてぜひ頑張っていただければありがたいなと思っております。

○有馬会長 今までの全体をお聞きになりまして、いかがでしょうか。

最後に、長官に一応今までの、それこそ何となく、変な言い方かもしれないが、被告席にいるような気分でおありになったのではないかと思いますので、ひとつ……。

○井出林野庁長官 それでは、ちょっとお時間を拝借いたします。

今まで、非常に広範かつなかなか厳しいご意見をいただきましたけれども、私なりに思うところ、二、三ありますので、お答えになるかどうかわかりませんが、お話ししたいと思います。

1つは、このPDCAサイクルのお話がありましたけれども、これは、私どもとしても非常に大切な観点だと思っております。今年から林野庁が始めました山村活性化のための事業では、その事業をなされる方々に、まさにPDCをやっていただいて、そのチェックの上で、次のアクション、大規模な事業に移っていただく。そういうことのお手伝いをする事業もつくりましたが、人様にお願いするばかりで自分たちがやっていないんじゃない、これはどうしようもないわけでありまして、これは肝に銘じてしっかりやっていかなきゃいけないと思います。

ただ、プランナーの問題は19年度からスタートしたばかりで、行政というのはどうしてもタイムラグがありまして、やっている最中にチェックをしていくということは非常に難しいものですから、19年度の1年目をやってみた上でどういう成果があるのか、あるいはそれが必ずしも理解されていない部分があるんじゃないかということは反省をして、まさに21年度の予算を編成する段階でまた考えていきたいと思っております。

それから、やっぱり大規模な林業経営者の意見も聞くべきであるというお話でございますが、私、着任してすぐ林業経営者協会等からご提言をいただきました。現在、私どもの経営課長を中心にこの林業経営者協会のメンバーの方々と勉強会をやっております。その中で、そういう立場の皆さん方の思いというものもしっかり受けとめていきたいと思っております。

それから、ちゃんと出向いて人の話を聞けというお話でございますが、私も着任して3カ月ですが、既に5カ所、地方に参りました。川下のほうでは協和さんとか中国木材さんとか、川

上では日吉の森林組合とか、先週は高知県に行ってまいりました。連休の谷間には速水林業さんにもお邪魔する予定でございます。長官ばかり出張旅費を使っていて、ほかの者が行けないといううわさも立っておりますけれども、そういうことは無視して頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後に需要拡大でありますけれども、これについては、やはり住宅着工戸数が今おっしゃられたように高齢化社会の中で伸びていくとはとても思えないという状況にもありますし、使われている部材が合板とか集成材に移ってきているという面もあります。合板、集成材は外材のひとり勝ちということになっていたんですが、昨今はそういう状況が変化してきていますから、こういった面にも国産材が需要拡大をしていくと。それだけでなく、今パルプ・チップの問題とかいろいろございまして、A、B、C、それぞれの材の行き先をどうやって開発していくかということを一所懸命やっているところでございます。

これについても、各委員からまたお知恵を拝借して、せつかく山元で育っている国産材が、完全にとまではいかないけれども、相当程度有効活用されるような体制をつくっていききたいと思ひまして、努力を重ねていききたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですが、私からの答えになっているかどうか分かりませんが、申し上げます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

以上、今日の審議はこれで終わりにいたしたいと思ひますけれども、今日のお話の中で全体にかかわる問題としては、林業の一番大もとの問題、それから地球温暖化の問題につながる一連の流れで、連携がものすごく重要な意味を持つということかと思ひます。

その中であって、やはり最後に山根委員のご指摘もございましたけれども、やっぱりドライビングコーストして木材を使うというのが、いわゆる資源をつくるというドライビングコーストになっているということだけは極めて重要なことでありますので、そのあたりを、これはどこが言えるかという、これは木材産業、それから林業、このあたりが連携して物を言うということにしないと、需要拡大、需要拡大っていろいろなものを言っても、これは、一方では需要拡大をすれば燃料が要るわけですね。そうすると、地球温暖化が進んじゃう可能性だってあるわけです。そこを考えますと、そのバランスの、そのときに木材というのがどういう位置づけにあるか。木材の位置づけというものは資源を生産するという位置づけにある。これは農産物も同じであります。

そういう点が極めて他の取組とは若干違うということは、これはいろいろな場で言うようにしておかないと、私も審議会、ほかのところ等行きますと、そういうことがほとんどまだ十分

理解されていないということを非常に感じるころがございますので、ひとつ先生方にもそのあたりをご理解いただいて、広く伝えていただくようお願いしたいと思っておるわけでございます。

今日は、本来予定の時間より大分過ぎたような気がいたしますけれども、これは熱心にご審議いただいたということでご勘弁いただきたいと思います。進行上の不手際もあったかと思っており、私自身、反省するところが多いわけでありまして、これで終わりにいたしたいと思えます。

長時間にわたりご熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

午後 3時46分 閉会